

第63回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

場 所

東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア5階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当社定時株主総会における感染症拡大防止に向けた対応については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nihondengi.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載しております。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/1723/>



日本電技株式会社

証券コード 1723

2022年6月10日

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号
日 本 電 技 株 式 会 社
代表取締役社長 島 田 良 介

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（4～11頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（2～3頁）に従いまして、2022年6月27日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア5階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nihondengi.co.jp/>）において掲載させていただきます。

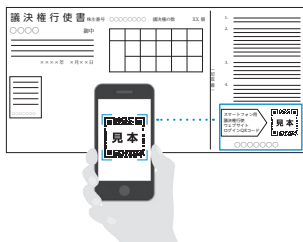


# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

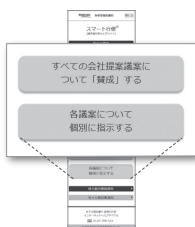
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

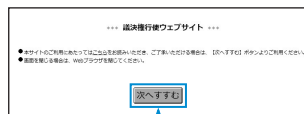
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

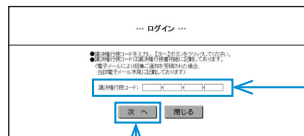
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

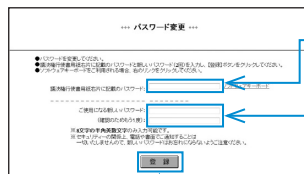
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主の皆様と  
ともに取り組む社会貢献活動

当社では、インターネットによる電子的方法により議決権行使をご利用いただいた場合、削減された郵送費用を社会貢献活動として日本赤十字社に寄付させていただきます。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績に多大な影響を及ぼす事象や新規設備投資計画が無い限り、配当性向を一定に保ち、利益の伸長に見合う配当を通じて株主の皆様に対し利益還元を行う方針であります。

また、内部留保資金につきましては、必要に応じて、人材育成および確保のための人的投資や事業領域拡大のための資金として活用する方針であります。

剰余金処分につきましては、上記基本方針と当期の業績の内容を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金104円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は832,842,504円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 900,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 900,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

また、その他所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削 除） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附則<br/>(新 設)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における監督機能の強化および意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ていません。

また、当社は事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 当社における地位      |    |
|-------|--------------------|---------------|----|
| 1     | しまだ りょうすけ<br>島田 良介 | 代表取締役<br>社長   | 再任 |
| 2     | しんめい よしのぶ<br>眞明 良信 | 取締役<br>常務執行役員 | 再任 |
| 3     | たむら はるお<br>田村 春夫   | 取締役<br>上席執行役員 | 再任 |
| 4     | たかみ ひろかず<br>高見 裕一  | 上席執行役員        | 新任 |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                           | 島田良介<br>(1968年8月24日生)<br><b>再任</b> | 1991年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社)入社<br>2002年5月 日商岩井米国会社(現双日米国会社)出向<br>2006年9月 当社入社<br>2007年6月 当社常務取締役<br>2009年6月 当社代表取締役(現任)<br>当社社長<br>2020年6月 当社社長(現任)                                                                 | 419,733株   |
| (取締役候補者とした理由)<br>島田良介氏は、代表取締役社長として当社の経営を担い、強いリーダーシップを発揮し会社経営全般を牽引し、代表取締役社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑みて当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 2                                                                                                                                                           | 眞明良信<br>(1956年3月4日生)<br><b>再任</b>  | 1980年8月 当社入社<br>2012年4月 当社岡山支店長<br>2015年4月 当社執行役員<br>2018年4月 当社上席執行役員大阪支店長<br>2020年4月 当社事業本部長(現任)<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員(現任)                                                                                     | 4,703株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>眞明良信氏は、主要な事業所の長を歴任し、豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。                           |                                    |                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 3                                                                                                                                                           | 田村春夫<br>(1956年2月8日生)<br><b>再任</b>  | 1979年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社<br>1980年6月 山武ハネウエル株式会社(現アズビル株式会社)入社<br>2012年4月 同社ビルシステムカンパニー執行役員<br>関西支社長<br>2015年4月 同社執行役員統合営業本部長<br>2019年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長<br>2021年4月 当社上席執行役員横浜支店長(現任)<br>2021年6月 当社取締役(現任) | 2,422株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>田村春夫氏は、長年、計装業界に携わり豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。                             |                                    |                                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                          | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                                                                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                        | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                                                  | たか み ひろ かず<br>高 見 裕 一<br>(1956年12月25日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> | 1977年 3 月 当社入社<br>2011年 4 月 当社広島支店長<br>2017年 4 月 当社執行役員<br>2020年 4 月 当社大阪支店長<br>2022年 4 月 当社上席執行役員企画管理本部長 (現任) | 18,000株           |
| (取締役候補者とした理由)<br>高見裕一氏は、主要な事業所の長を歴任し、豊富な経験および見識を有しております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、新たに取締役候補者となりました。 |                                                                                                           |                                                                                                                |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、全ての取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容で更新する予定です。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 山田洋一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、当社は事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の審議・答申を経て監査等委員である取締役候補者を決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 工藤道弘<br>(1960年5月3日生)<br>新任 社外 独立                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1984年10月 監査法人中央会計事務所入所<br>1991年3月 公認会計士登録<br>1993年7月 工藤公認会計士事務所開設(現任)<br>2016年4月 日本公認会計士協会埼玉会副会長(現任)<br>2016年6月 サイバーコム株式会社社外監査役(現任)<br>2017年7月 さいたま市監査委員(現任) | 一株         |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)<br>工藤道弘氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が行われることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。<br>また、同氏が選任され就任した場合には、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 |                                                                                                                                                              |            |

- (注) 1. 工藤道弘氏は社外取締役候補者であります。  
 2. 工藤道弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 工藤道弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしており、同氏が、監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定です。  
 4. 当社は、工藤道弘氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定です。  
 5. 当社は、工藤道弘氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。  
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、全ての取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。工藤道弘氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容で更新する予定です。

(ご参考) 取締役会の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

| 地位            | 独立性         | 氏名    | 年齢  | 各取締役が有するスキル等 |    |    |          |           |    |
|---------------|-------------|-------|-----|--------------|----|----|----------|-----------|----|
|               |             |       |     | 企業<br>経営     | 技術 | 営業 | 経営<br>管理 | 財務<br>・会計 | 法務 |
| 代表取締役<br>社長   | —           | 島田 良介 | 53歳 | ●            |    | ●  | ●        |           |    |
| 取締役<br>常務執行役員 | —           | 眞明 良信 | 66歳 |              | ●  | ●  | ●        |           |    |
| 取締役<br>上席執行役員 | —           | 田村 春夫 | 66歳 |              | ●  | ●  | ●        |           |    |
| 取締役<br>上席執行役員 | —           | 高見 裕一 | 65歳 |              | ●  | ●  | ●        |           |    |
| 取締役<br>監査等委員  | 独立<br>社外取締役 | 宇崎 利彦 | 67歳 | ●            |    |    | ●        |           |    |
| 取締役<br>監査等委員  | 独立<br>社外取締役 | 岸本 史子 | 48歳 |              |    |    |          |           | ●  |
| 取締役<br>監査等委員  | 独立<br>社外取締役 | 工藤 道弘 | 62歳 |              |    |    |          | ●         |    |

- (注) 1. 各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会としての専門分野等のバランスを本マトリックスにて示しております。
2. 「経営管理」には、コンプライアンス、リスク管理、人事労務等を含みます。
3. 各人の有するスキルのうち、主なもの最大3つに「●」印を付けております。

以 上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で各種政策の効果もあり、持ち直しの動きがみられるものの、年度後半には、ウクライナ情勢等の影響により不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資は、補正予算の効果もあり、高水準で推移しました。民間設備投資は、情報化投資や脱炭素に向けた環境対応投資等を中心に持ち直しの動きがみられました。

このような状況下にあって当社グループは、空調計装関連事業の新設工事においては、「全社最適方針の徹底および既設工事に繋がる物件の受注」、空調計装関連事業の既設工事においては、「エネルギー課題に則した提案型ビジネスおよびメンテナンスビジネスを両立させる事業展開」、産業システム関連事業においては、「グループ企業と一体となった業容拡大およびそれを可能とする事業体制の構築」を対処すべき課題として掲げ、事業展開してまいりました。

その結果、受注高につきましては、空調計装関連事業および産業システム関連事業ともに減少し、34,016百万円（前期比1.3%減）となりました。

売上高につきましても、空調計装関連事業および産業システム関連事業ともに減少し、31,669百万円（同7.1%減）となりました。

利益面につきましても、売上高の減少により、営業利益は4,074百万円（同11.1%減）、経常利益は4,139百万円（同11.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,029百万円（同8.9%減）となりました。

なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業績への影響は軽微であります。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は1,009百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ222百万円増加しております。詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照下さい。

事業別動向の概況は次のとおりです。

### 【空調計装関連事業】

空調計装関連事業につきましては、受注工事高は、新設工事において研究施設および事務所向け物件等が減少し、既設工事において、工場および公共施設向け物件等が増加したものの、29,071百万円（前期比0.8%減）となりました。内訳は、新設工事が9,322百万円（同13.9%減）、既設工事が19,748百万円（同6.9%増）でした。

完成工事高は、新設工事において事務所および工場向け物件等が減少し、既設工事において、教育施設および医療施設向け物件等が増加したものの、28,025百万円（同1.8%減）となりました。内訳は、新設工事が9,067百万円（同6.9%減）、既設工事が18,958百万円（同0.8%増）でした。

次期繰越工事高は、新設工事および既設工事ともに増加し、15,482百万円（同7.2%増）となりました。

また、制御機器類販売の受注高および売上高は、297百万円（同0.2%減）となりました。

総じて、空調計装関連事業の受注高は29,368百万円（同0.8%減）、売上高は28,323百万円（同1.8%減）となりました。

### 【産業システム関連事業】

主に工場や各種搬送ライン向けの計装工事、各種自動制御工事および食品工場向けの生産管理システムの構築等を行う産業システム関連事業につきましては、受注工事高は、電気工事が増加したものの工場設備における機器・システム更新および地域冷暖房関連設備の計装工事等の減少により、4,349百万円（前期比1.3%減）となりました。

完成工事高につきましては、地域冷暖房関連設備の計装工事および工場設備における機器・システム更新等が減少し、3,048百万円（同36.4%減）となりました。

次期繰越工事高は、電気工事等を中心に、2,724百万円（同91.5%増）となりました。

また、制御機器類販売の受注高および売上高は、298百万円（同33.3%減）となりました。

総じて、産業システム関連事業の受注高は4,647百万円（同4.2%減）、売上高は3,346百万円（同36.1%減）となりました。

（単位：百万円）

| 区 分        | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期完成工事高 | 次期繰越工事高 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 空調計装関連事業   | 14,436  | 29,071  | 28,025  | 15,482  |
| 産業システム関連事業 | 1,422   | 4,349   | 3,048   | 2,724   |
| 合 計        | 15,859  | 33,421  | 31,073  | 18,206  |

- (注) 1. 上記の表には制御機器類販売に係る受注高および売上高は含まれておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度における次期繰越工事高と比べて、当連結会計年度における前期繰越工事高が1,434百万円減少しております。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度においては、基幹システム等のソフトウェア更新や本社事務所棟の増築など、総額180百万円の設備投資を行っております。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度の資金調達の状況に特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当する事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当する事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当する事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                          | 第 60 期<br>(2019年3月期) | 第 61 期<br>(2020年3月期) | 第 62 期<br>(2021年3月期) | 第 63 期<br>(2022年3月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 受 注 高(百万円)                   | —                    | —                    | 34,459               | 34,016               |
| 売 上 高(百万円)                   | —                    | —                    | 34,079               | 31,669               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(百万円) | —                    | —                    | 3,324                | 3,029                |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)        | —                    | —                    | 415.28               | 378.40               |
| 総 資 産(百万円)                   | —                    | —                    | 37,628               | 38,571               |
| 純 資 産(百万円)                   | —                    | —                    | 26,658               | 28,865               |
| 1 株 当 たり 純 資 産(円)            | —                    | —                    | 3,329.81             | 3,604.56             |

(注) 第62期より連結計算書類を作成しているため、第61期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

| 区 分                   | 第 60 期<br>(2019年 3 月期) | 第 61 期<br>(2020年 3 月期) | 第 62 期<br>(2021年 3 月期) | 第 63 期<br>(2022年 3 月期) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 受 注 高(百万円)            | 31,565                 | 30,821                 | 33,949                 | 33,697                 |
| 売 上 高(百万円)            | 28,308                 | 31,298                 | 33,628                 | 31,349                 |
| 当 期 純 利 益(百万円)        | 2,232                  | 3,184                  | 3,300                  | 3,086                  |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円) | 278.99                 | 397.82                 | 412.28                 | 385.40                 |
| 総 資 産(百万円)            | 33,920                 | 38,543                 | 37,478                 | 38,451                 |
| 純 資 産(百万円)            | 21,538                 | 23,904                 | 26,614                 | 28,905                 |
| 1 株 当 たり 純 資 産(円)     | 2,691.09               | 2,986.75               | 3,324.37               | 3,609.51               |

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 事 業 内 容               |
|-------------------------|-------|----------|-----------------------|
| ジュピターアドバンス<br>システムズ株式会社 | 80百万円 | 100%     | ソフトウェア製品の企画、<br>製造、販売 |



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは2021年4月を起点とする新たな中期3ヵ年経営計画を策定するとともに、10年後の当社グループのありたい姿を定めた長期経営指針「ND For The Next 2030 「計装」の総合力で未来を拓く」を策定し、取り組みを開始しております。

この長期経営指針は、当社がこれまでに取り組んできた技術と資産をベースに、3つの大きな戦略として「既存事業の強化」「拡大戦略の実行」「ND企業文化の成長」を掲げ、「総合計装エンジニアリングを追求し、社会、顧客、社員の期待に応える企業」として成長を目指すものです。

この中で2022年3月期から2024年3月期までの中期経営計画期間は、その第1フェーズとして「成長基盤の構築」と位置づけております。

このうち2023年3月期において想定される事業環境につきましては、空調計装関連事業においては、都市部の再開発案件や工場等、新設工事を中心とした大規模案件が完成および出件される見通しとなっている一方で、市場における既設工事の出件は減少することが想定されます。

産業システム関連事業においては、設備投資動向の回復傾向が見込まれ、完成および出件とも増加傾向となることを想定しております。

こうした環境下における事業別戦略につきましては、事業基盤である空調計装関連事業においては、特に新設工事において「全社最適」をキーワードに経営資源の選択と集中を図るとともに、既設工事においては、エネルギー課題に則した着実な事業展開を進め、攻守一体となり収益を確保できるような事業体制の構築を目指します。

産業システム関連事業においては、プラントメーカー向け事業で収益基盤を確立するとともに、製造現場におけるソリューションの提供について、グループ会社であるジュピターアドバンスシステムズ株式会社と連携してまいります。こうした戦略と合わせ当事業の組織改編を活かし、業容の拡大および事業の効率化を図ってまいります。

このほか、事業共通の課題として「協会社体制構築」「安全衛生・品質の向上」「人材戦略の強化」「働き方改革の推進・残業上限規制への対応・健康管理」に取り組んでまいります。

総じて、当社グループの対処すべき課題を事業別にまとめますと、次のとおりとなります。

- ①空調計装関連事業の新設工事においては、「全社最適方針の徹底および既設工事に繋がる物件の受注」
- ②空調計装関連事業の既設工事においては、「エネルギー課題に則した提案型ビジネスおよびメンテナンスビジネスを両立させる事業展開」
- ③産業システム関連事業においては、「収益基盤の確立およびグループ企業と一体となった業容拡大ならびにそれを可能とする事業体制の構築」

上記の事業別戦略に加え、長期経営指針に基づくサステナビリティ経営を推進していくため、2022年4月1日付でサステナビリティ委員会を設置しております。当社グループの事業および経営環境に則した次のマテリアリティ「計装エンジニアリングを通じた脱炭素社会実現への貢献」「計装エンジニアリングを通じたスマート工場実現への貢献」「安全衛生・品質向上」「働きやすい職場環境の実現」「地域・社会貢献」「コーポレートガバナンスの強化」を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け取り組みを進めてまいります。

当社グループはこれらに対応するべく、明確かつ詳細なミッションを定め、事業展開してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、空調計装関連事業、産業システム関連事業を行っておりますが、各事業の内容は次のとおりであります。

##### ① 空調計装関連事業

オフィスビル、工場、病院、研究所、学校、商業施設等の非居住用建築物に対する空調計装分野を対象とした事業で、「空調計装工事」としてその建築物の新設、増設または改修に伴う空調自動制御システムの設計、施工ならびに施工後の保守、点検等を行うほか、「制御機器類販売」として自動制御盤、センサー、サーモスタット等、空調を自動制御するための機器類を販売しております。

なお、空調計装関連事業は、新設建築物を対象とする新設部門と、既設建築物の維持、補修、更新を対象とする既設部門とに区分して事業展開をしております。

##### ② 産業システム関連事業

主に工場、各種搬送ライン向けの計装工事や各種自動制御工事を手掛け、中でも食品工場の生産、搬送ライン向けには、産業用ロボットを中心とした各種FA機械の据付、保守および連結子会社であるジュピターアドバンスシステムズ株式会社を通じた生産管理システムの販売、保守等を事業展開しております。

そのほか「制御機器類販売」として調節計、流量計、工業用バルブ等の制御機器類を販売しております。

## (6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

## ① 当社の主要な営業所および工場

| 名 称   | 所 在 地   | 名 称   | 所 在 地   |
|-------|---------|-------|---------|
| 本 社   | 東京都墨田区  | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市 |
| 東京本店  | 東京都墨田区  | 大阪支店  | 大阪府大阪市  |
| つくば支店 | 茨城県つくば市 | 岡山支店  | 岡山県岡山市  |
| 千葉支店  | 千葉県千葉市  | 広島支店  | 広島県広島市  |
| 横浜支店  | 神奈川県横浜市 | 川口工場  | 埼玉県川口市  |
| 静岡支店  | 静岡県静岡市  | 岡山工場  | 岡山県岡山市  |
| 浜松支店  | 静岡県浜松市  |       |         |

## ② 子会社

| 会 社 名               | 所 在 地  |
|---------------------|--------|
| ジュピターアドバンスシステムズ株式会社 | 兵庫県神戸市 |

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------------|-------------|
| 空調計装関連事業    | 604 (61) 名 | 15名 ( 1) 名  |
| 産業システム関連事業  | 121 ( 6) 名 | ▲9名 ( 0) 名  |
| 全 社 ( 共 通 ) | 150 (27) 名 | 11名 (▲1) 名  |
| 合 計         | 875 (94) 名 | 17名 ( 0) 名  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理・技術部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 834(93)名 | 15(0)名    | 41.0歳 | 16.4年  |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 32,790,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 8,197,500株  |
| (3) 株主数        | 1,574名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                                                        | 所有株式数（千株） | 持株比率（％） |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 日本電技従業員持株会                                                                 | 780       | 9.75    |
| 永田健二                                                                       | 455       | 5.68    |
| 島田良介                                                                       | 419       | 5.24    |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN<br>TR:FIDELITY SR INTRINSIC<br>OPPORTUNITIES FUND | 356       | 4.45    |
| 株式会社みずほ銀行                                                                  | 345       | 4.30    |
| アズビル株式会社                                                                   | 328       | 4.09    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>RE HCR00                                      | 312       | 3.90    |
| 島田洋子                                                                       | 245       | 3.07    |
| 光通信株式会社                                                                    | 225       | 2.81    |
| 島田祥子                                                                       | 179       | 2.24    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を189,399株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（189,399株）を控除して計算しております。
3. 2021年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2021年6月30日現在で、エフエムアールエルエルシー（FMR LLC）が757千株（9.25％）を所有している旨が記載されておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                       | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 数 |
|-----------------------|--------|-------------|
| 取締役（監査等委員および社外取締役を除く） | 2,236株 | 5名          |
| 社外取締役（監査等委員を除く）       | －      | －           |
| 取締役（監査等委員）            | －      | －           |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員の状況 (4)取締役の報酬等」に記載しております。

#### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月4日に行われた株式会社東京証券取引所の新市場区分変更にあたり、「スタンダード市場」を選択し、移行しました。

### 3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位            | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                   |
|----------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役      | 島 田 良 介 | 社長                                                                                              |
| 取 締 役          | 眞 明 良 信 | 常務執行役員 事業本部長                                                                                    |
| 取 締 役          | 山 本 育 之 | 上席執行役員 名古屋支店長                                                                                   |
| 取 締 役          | 梅 村 星 児 | 上席執行役員 企画管理本部長                                                                                  |
| 取 締 役          | 田 村 春 夫 | 上席執行役員 横浜支店長                                                                                    |
| 取 締 役（常勤監査等委員） | 宇 崎 利 彦 |                                                                                                 |
| 取 締 役（監査等委員）   | 山 田 洋 一 | 公認会計士<br>公益財団法人 ミズノスポーツ振興財団 監事<br>一般財団法人 東京都営交通協力会 監事<br>東京都立大学法人 監事<br>公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団 監事 |
| 取 締 役（監査等委員）   | 岸 本 史 子 | 弁護士                                                                                             |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宇崎利彦氏、山田洋一氏および岸本史子氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役である山田洋一氏、岸本史子氏の重要な兼職の状況については、上表に記載のとおりです。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。
3. 取締役（監査等委員）山田洋一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）宇崎利彦氏、山田洋一氏および岸本史子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 岸本史子氏の戸籍上の氏名は、岡田史子であります。

## ご参考

当社は執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地      | 位 | 氏名   | 担当      |
|--------|---|------|---------|
| 社      | 長 | 島田良介 |         |
| 常務執行役員 |   | 眞明良信 | 事業本部長   |
| 上席執行役員 |   | 山本育之 | 名古屋支店長  |
| 上席執行役員 |   | 梅村星児 | 企画管理本部長 |
| 上席執行役員 |   | 田村春夫 | 横浜支店長   |
| 執行役員   |   | 高見裕一 | 大阪支店長   |
| 執行役員   |   | 岡崎功  | 東京本店長   |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社および子会社の取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。



#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および決定方法を定めており、その内容は、取締役の報酬等について、総額の上限を株主総会で定め、個人別の具体的な支給額については、内規に基づき、会社業績・各人の執務の状況等を考慮のうえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会で決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社は2020年6月26日開催の第61回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役（監査等委員を除く）について譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。これにより、これまで基本報酬（固定報酬）と役員退職慰労金から構成されていた取締役（監査等委員を除く）の報酬制度を、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）、および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の3種類により構成される制度へ改定いたしました。

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定については、外部専門家の助言を受けた他、監査等委員会での事前の審議を踏まえ2021年3月24日開催の取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の制度の概要および個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

##### イ. 基本報酬（固定報酬）

取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）に対し、役位に応じた固定の額を毎月支給します。

##### ロ. 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）

取締役（監査等委員を除く）に対し、各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別の基準額の0%～250%の範囲で決定した額を翌事業年度に年1回支給します。

#### ハ. 株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

取締役（監査等委員を除く）に対し、役務提供期間（定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日まで）に対応して、役位に応じた一定の数の譲渡制限付株式を交付するものとし、付与時期は取締役会で決定します。また当社と各取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、取締役退任時まで当該株式の譲渡制限を付すこと、一定の事由が生じた場合は当社に無償で当該株式を譲り渡すこと等を約するものとし、

当社株式を保有させることで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。

#### 二. 報酬等の割合

取締役（監査等委員を除く）の固定報酬（基本報酬）とインセンティブ型報酬（業績連動報酬、株式報酬）の割合は、業績連動報酬のレンジ（基準額～基準額の250%）に応じて、概ね2：1～1：1とし、株式報酬は基準額報酬の概ね5%としております。また、役位が上がるほどインセンティブ型報酬の割合が高くなるものとしております。

#### ホ. 報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する手続の透明性・客観性を強化し、独立社外取締役の適切な関与を得るものとするため、取締役会の委任決議に基づき独立社外取締役全員（宇崎利彦常勤監査等委員、山田洋一監査等委員、岸本史子監査等委員）および代表取締役社長の島田良介で構成（委員の過半数は独立社外取締役）する指名報酬委員会で個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の報酬等について、内規に基づき会社業績、各人の執務の状況等を考慮し、決定するものです。なお、株式報酬については、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で個人別の交付株式数および支給額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、指名報酬委員会が会社業績や各人の執務の状況等を的確に評価することができるかと判断したためであり、取締役の個人別の報酬等に関する手続の透明性・客観性が担保されており、取締役会としては取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第56回定時株主総会において年額330百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第61回定時株主総会において、株式報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年4万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

## ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 支給人員<br>(名) | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |           |          |
|----------------------------|-------------|---------------------|---------------------|-----------|----------|
|                            |             |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬    | 株式報酬     |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 5<br>(-)    | 191<br>(-)          | 116<br>(-)          | 66<br>(-) | 8<br>(-) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3<br>(3)    | 27<br>(27)          | 27<br>(27)          | -<br>(-)  | -<br>(-) |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 8<br>(3)    | 218<br>(27)         | 143<br>(27)         | 66<br>(-) | 8<br>(-) |

(注) 1. 短期インセンティブ報酬として、取締役（監査等委員を除く）に対して業績連動報酬を支給しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した主たる業績指標の内容は、当事業年度の営業利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社の重要な業績指標の一つであることおよび事業活動の成果をより直接的に反映する指標として高いインセンティブ効果をもたらすものと考えられ、短期インセンティブ報酬の指標として最適と判断したためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、各事業年度の営業利益等の業績目標達成度および個人毎の役割の達成度に応じて、役位別の基準額の0%～250%の範囲で支給額を決定します。

なお、当事業年度を含む当社の営業利益の実績推移は、次のとおりです。

|               | 第60期<br>(2019年3月期) | 第61期<br>(2020年3月期) | 第62期<br>(2021年3月期) | 第63期<br>(2022年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 営業利益<br>(百万円) | 3,174              | 4,425              | 4,544              | 4,143              |

2. 中長期インセンティブ報酬として、取締役（監査等委員を除く）に対して株式報酬を支給しております。具体的には役位別の基準額に応じて譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は、「2. 株式の状況」に記載のとおりです。

#### (5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区 分                | 氏 名     | 出席状況・発言状況および<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 宇 崎 利 彦 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に企業経営経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく助言・提言、ならびに経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。このほか、任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の委員長として、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性および決定過程における透明性の判断に際し、重要な役割を果たしております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 山 田 洋 一 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。このほか、任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性および決定過程における透明性の判断に際し、重要な役割を果たしております。                      |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 岸 本 史 子 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から経営の監督・監査等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。このほか、任意の独立した諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の選任や取締役の報酬等の妥当性および決定過程における透明性の判断に際し、重要な役割を果たしております。                        |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支払額   |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 30百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを審議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章および行動指針を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守および高い倫理観と社会的良識に基づく企業行動の徹底を図る。  
役員・従業員に対しては、定期的に教育・研修を行うことにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ② 内部監査部門により社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置する。
- ④ 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、情報セキュリティポリシー等の社内規程に従い適切に保存、管理を行う。
- ② 開示すべき重要な情報については、法令等に従い適時適切に開示する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および各種リスクの管理を行う。  
また、事故や災害などの緊急事態が発生した際は、危機管理チームまたは対策本部を設置し迅速に対応する体制をとる。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会および経営会議を原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行う。
- ② 経営計画を策定し、各組織の分掌および権限を明確に定め、ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営については、当社内に経営管理の主管部署を置き、関係会社管理規程に則り経営管理を行う。  
また、子会社の経営が効率的に行われるよう、必要な指導・支援等を実施するとともに、重要な経営事項等の報告を受ける。
- ② 子会社のリスクおよびコンプライアンスに関する事項は、当社のリスクおよびコンプライアンス管理体制、ならびに内部通報窓口を活用して徹底を図る。
- ③ 内部監査部門の監査対象に子会社を含め、定期的に監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項

監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを置くこととする。監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフは、監査等委員会の指示に従うものとする。なお、その人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(7) 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を発見した場合は監査等委員会に報告する。
- ② 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は、監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行う。
- ③ 当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを理由として不利益が生じないことを確保する。

(8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は取締役会その他重要な会議に随時出席し意見および報告を行うとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧する。また、代表取締役および内部監査部門と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理について、適切に対応する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**  
コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンス活動、ならびに役員・従業員に対する教育・研修の実施等について、審議・報告等を行っております。  
また、内部監査部門が、社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査するほか、法令違反行為等に関する通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置しております。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**  
取締役の職務の執行に係る情報については、社内諸規程に従い適切に保存、管理しております。  
また、開示すべき重要な情報は、法令等に従い適時適切に開示しております。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**  
リスク管理に関する社内規程に従い、リスク管理委員会を開催し、各種リスクの管理を行っております。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
当事業年度は14回の取締役会が開催され、経営の基本方針および法定の専決事項など業務執行の監督を主体とする審議・決定を行っております。  
また、当事業年度は20回の経営会議が開催され、取締役会からの委任に基づき重要な業務執行に関する事項等について審議・決定を行っております。経営会議で審議・決定された内容については、取締役会に適切に報告がなされております。  
なお、各組織の業務分掌および職務権限を社内規程で明確にし、社内情報システムの活用により職務執行の効率化を図っております。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
子会社の管理は、関係会社管理規程等に則り、経営・業績等に関する報告を定期的に受けるとともに、適時、必要な指導・支援を行っております。なお、リスクおよびコンプライアンス管理、ならびに内部通報窓口については、当社管理体制の範囲を拡大して運用しております。  
また、当社内部監査部門が子会社の監査を定期的実施するとともに、その結果を取締役会に報告しております。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項**  
監査等委員会の職務を補助すべき取締役および専任のスタッフの設置はありません。
- (7) **業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**  
監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合には、適切に報告を行っております。



(8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤の監査等委員が重要な会議への出席や稟議書その他業務執行に関する文書の閲覧等を行い監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会が内部監査部門との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングしております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制システムが適正に機能していることを継続的に評価するとともに、適時必要な是正を行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社内規程に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築するとともに、適切な運用がなされております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |        | 負 債 の 部      |        |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 科 目            | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| 流動資産           | 25,305 | 流動負債         | 8,953  |
| 現金預金           | 5,259  | 支払手形・工事未払金等  | 3,749  |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 8,244  | 未払法人税等       | 702    |
| 電子記録債権         | 3,528  | 未払費用         | 2,600  |
| 有価証券           | 6,294  | 未成工事受入金      | 1,347  |
| 未成工事支出金        | 800    | 完成工事補償引当金    | 27     |
| その他の棚卸資産       | 22     | 工事損失引当金      | 28     |
| その他            | 1,156  | その他          | 498    |
| 貸倒引当金          | △1     | 固定負債         | 751    |
| 固定資産           | 13,265 | リース債務        | 314    |
| 有形固定資産         | 895    | 退職給付に係る負債    | 156    |
| 建物・構築物         | 707    | 資産除去債務       | 83     |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 761    | その他          | 196    |
| 土地             | 293    | 負債合計         | 9,705  |
| 減価償却累計額        | △867   | 純資産の部        |        |
| 無形固定資産         | 1,075  | 株主資本         | 28,215 |
| のれん            | 71     | 資本金          | 470    |
| ソフトウェア         | 887    | 資本剰余金        | 323    |
| その他            | 116    | 利益剰余金        | 27,790 |
| 投資その他の資産       | 11,295 | 自己株式         | △370   |
| 投資有価証券         | 8,994  | その他の包括利益累計額  | 650    |
| 繰延税金資産         | 665    | その他有価証券評価差額金 | 650    |
| その他            | 1,644  | 純資産合計        | 28,865 |
| 貸倒引当金          | △8     | 負債純資産合計      | 38,571 |
| 資産合計           | 38,571 |              |        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 31,669 |
| 売上原価            |       | 20,945 |
| 売上総利益           |       | 10,724 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 6,649  |
| 営業利益            |       | 4,074  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 67    |        |
| その他の            | 25    | 92     |
| 営業外費用           |       |        |
| 保険解約損           | 25    |        |
| その他の            | 1     | 27     |
| 経常利益            |       | 4,139  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 286   |        |
| 投資有価証券売却益       | 18    | 304    |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産除却損         | 13    |        |
| 退職給付制度改定損       | 27    | 40     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 4,403  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,283 |        |
| 法人税等調整額         | 89    | 1,373  |
| 当期純利益           |       | 3,029  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 3,029  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |           |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
| 当 期 首 残 高           | 470     | 319       | 25,469    | △374    | 25,885    |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |           | 291       |         | 291       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 470     | 319       | 25,761    | △374    | 26,177    |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |         |           |
| 剰余金の配当              |         |           | △1,000    |         | △1,000    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 3,029     |         | 3,029     |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △0      | △0        |
| 自己株式の処分             |         | 4         |           | 4       | 8         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |         |           |
| 当期変動額合計             | -       | 4         | 2,029     | 4       | 2,037     |
| 当 期 末 残 高           | 470     | 323       | 27,790    | △370    | 28,215    |

|                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |                         |                           | 純 資 産 計 |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |         |
| 当 期 首 残 高           | 745                     | 27                      | 772                       | 26,658  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                         |                         |                           | 291     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 745                     | 27                      | 772                       | 26,949  |
| 当 期 変 動 額           |                         |                         |                           |         |
| 剰余金の配当              |                         |                         |                           | △1,000  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                         |                         |                           | 3,029   |
| 自己株式の取得             |                         |                         |                           | △0      |
| 自己株式の処分             |                         |                         |                           | 8       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △95                     | △27                     | △122                      | △122    |
| 当期変動額合計             | △95                     | △27                     | △122                      | 1,915   |
| 当 期 末 残 高           | 650                     | -                       | 650                       | 28,865  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

## (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社  
 連結子会社の名称 ジュピターアドバンスシステムズ株式会社
- ② 非連結子会社の数 1社  
 非連結子会社の名称 NDテック株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

## (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称 NDテック株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

## ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

## イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|           |            |
|-----------|------------|
| 未成工事支出金   | 個別法による原価法  |
| 商品及び材料貯蔵品 | 総平均法による原価法 |

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

|                         |                                                                                                                          |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|                         | 建物・構築物 3~38年                                                                                                             |
|                         | 機械、運搬具及び工具器具備品 2~20年                                                                                                     |

|                         |                                                                |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ロ. 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法によっております。ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------|

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用の支出に備えるため、過去の補修費支出の実績割合等に基づき必要と見積られる額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる工事について損失見積額を計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

(追加情報)

2022年4月1日より、当社は、確定給付年金制度の改定を行い、制度改定前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年2月16日）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当連結会計年度において、退職給付制度改定損として27百万円計上しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「7. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

#### ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社は、従来は工事請負契約等に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,009百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ222百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は291百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

工事請負契約等における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事請負契約等の売上高 17,719百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約等において、一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。ただし、初期段階は収益を認識せず、合理的な見積りが可能となる時点から、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額の見積りに用いた主要な仮定は、機器・資材の使用量及び施工数であります。この仮定については、工事の進捗状況、過去の施工実績等に基づき合理的に算定しています。

主要な仮定である機器・資材の使用量及び施工数は、不確実性が高く、仕様の変更や追加工事の発生等により、実績と見積金額が乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

|              |                       |          |
|--------------|-----------------------|----------|
| ① 担保に供している資産 | 投資その他の資産の「その他」（差入保証金） | 300百万円   |
| ② 担保に係る債務    | 支払手形・工事未払金等           | 1,960百万円 |
|              | 未払費用                  | 1百万円     |
|              | 合計                    | 1,961百万円 |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 8,197,500株        | －                | －                | 8,197,500株       |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 191,604株          | 31株              | 2,236            | 189,399株         |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

##### イ. 2021年6月29日開催の第62回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 920百万円
- ・1株当たり配当額 115円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

##### ロ. 2021年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 80百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月6日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2022年6月28日開催予定の第63回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 832百万円
- ・1株当たり配当額 104円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月29日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用については、預金、債券及び株式等で行っております。資金調達については、内部資金を優先して充当する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の売上債権管理規程に従い、リスクを所管する部門で取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

有価証券は、主に譲渡性預金等の安全性の高い金融商品であります。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、これらは主に業務上の関係を有する企業の株式や社債等であります。なお、これらの金融商品のリスクについては、経理部門において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しており、その運用状況は定期的に取り締役会等にて報告されております。

営業債務である支払手形、工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(注2)参照)

|              | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価(百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------|---------------------|---------|----------|
| 有価証券及び投資有価証券 | 15,004              | 15,004  | —        |

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------------|------------------|
| 非上場株式         | 66               |
| 関係会社株式(子会社株式) | 18               |
| 投資事業有限責任組合    | 199              |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分           | 時価（百万円） |        |      |        |
|--------------|---------|--------|------|--------|
|              | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |        |      |        |
| （1） 株式       | 1,948   | －      | －    | 1,948  |
| （2） 債券       |         |        |      |        |
| ①国債・地方債等     | －       | 400    | －    | 400    |
| ②社債          | －       | 10,859 | －    | 10,859 |
| （3） その他      | －       | 1,000  | －    | 1,000  |

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（注2）投資信託等の時価は上記に含めておりません。投資信託等の連結貸借対照表計上額は796百万円であります。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                 | 空調計装<br>関連事業 | 産業システム<br>関連事業 | 合計     |
|-----------------|--------------|----------------|--------|
| 売上高             |              |                |        |
| 一時点で移転される財      | 11,940       | 2,009          | 13,949 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 16,382       | 1,336          | 17,719 |
| 顧客との契約から生じる収益   | 28,323       | 3,346          | 31,669 |
| その他の収益          | —            | —              | —      |
| 外部顧客への売上高       | 28,323       | 3,346          | 31,669 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主要な事業として空調計装関連事業、産業システム関連事業を行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、それぞれの履行義務に関する情報は以下のとおりであります。

#### ① 工事契約

工事契約に係る収益には、主に計装エンジニアリング工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。ただし、初期段階は収益を認識せず、合理的な見積りが可能となる時点から、履行義務を充足するにつれて一定の期間に

わたり収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## ② 商品販売

商品販売に係る収益には、主に空調自動制御機器の販売が含まれ、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 5,893百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 6,908百万円 |
| 契約資産（期首残高）          | 519百万円   |
| 契約資産（期末残高）          | 922百万円   |
| 契約負債（期首残高）          | 2,071百万円 |
| 契約負債（期末残高）          | 1,347百万円 |

当社グループは、履行した義務に対する契約資産を前もって認識することになります。契約資産として認識された金額は、主に顧客に請求された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

また、工事請負契約等に基づいて顧客から受け取った前受金が現在までに認識された収益を超過する場合は、その差額を契約負債として認識しております。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額は18,206百万円であります。当該履行義務は、主に計装エンジニアリング工事の請負に関するものであり、期末日後1～2年以内に収益として認識すると見込んでおります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,604円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 378円40銭   |

## 9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、収束時期等を正確に予測することが困難であり、今後、コロナ禍の影響を受けた業界を中心に受注環境の悪化が懸念されますが、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると判断しております。



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部  |        | 負 債 の 部      |        |
|----------|--------|--------------|--------|
| 科 目      | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| 流動資産     | 25,155 | 流動負債         | 8,880  |
| 現金預金     | 5,136  | 工事未払金        | 3,580  |
| 受取手形     | 413    | 買掛金          | 152    |
| 電子記録債権   | 3,528  | 未払金          | 351    |
| 完成工事未収入金 | 7,639  | 未払費用         | 2,573  |
| 売掛金      | 157    | 未払法人税等       | 702    |
| リース債権    | 346    | 完成工事受入金      | 1,347  |
| 有価証券     | 6,294  | リース債         | 68     |
| 未成工事支出金  | 800    | 預り金          | 48     |
| 商材貯蔵品    | 4      | 完成工事補償引当金    | 27     |
| 前払費用     | 142    | 工事損失引当金      | 28     |
| その他      | 679    | その他          | 0      |
| 貸倒引当金    | △1     | 固定負債         | 665    |
| 固定資産     | 13,296 | リース債         | 314    |
| 有形固定資産   | 868    | 退職給付引当金      | 86     |
| 建物       | 362    | 資産除去債        | 67     |
| 構築物      | 3      | その他          | 196    |
| 機械装置     | 51     | 負債合計         | 9,546  |
| 工具器具・備品  | 156    | 純資産の部        |        |
| 土地       | 293    | 株主資本         | 28,254 |
| 無形固定資産   | 931    | 資本金          | 470    |
| ソフトウェア   | 885    | 資本剰余金        | 323    |
| リース資産    | 36     | 資本準備金        | 316    |
| その他      | 9      | その他資本剰余金     | 7      |
| 投資その他の資産 | 11,496 | 利益剰余金        | 27,830 |
| 投資有価証券   | 8,975  | 利益準備金        | 89     |
| 関係会社株式   | 98     | その他利益剰余金     | 27,740 |
| 繰延税金資産   | 610    | 別途積立金        | 18,760 |
| 差入保証金    | 1,036  | 繰越利益剰余金      | 8,980  |
| その他      | 784    | 自己株式         | △370   |
| 貸倒引当金    | △8     | 評価・換算差額等     | 650    |
| 資産合計     | 38,451 | その他有価証券評価差額金 | 650    |
|          |        | 純資産合計        | 28,905 |
|          |        | 負債純資産合計      | 38,451 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    | 金 額    |
|-------------------------|--------|--------|
| 売 上 高                   |        |        |
| 完 成 工 事 高               | 30,767 |        |
| 商 品 売 上 高               | 581    | 31,349 |
| 売 上 原 価                 |        |        |
| 完 成 工 事 原 価             | 20,274 |        |
| 商 品 売 上 原 価             | 407    | 20,682 |
| 売 上 総 利 益               |        | 10,666 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 6,523  |
| 営 業 利 益                 |        | 4,143  |
| 営 業 外 収 益               |        |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 68     |        |
| そ の 他                   | 25     | 93     |
| 営 業 外 費 用               |        |        |
| 保 険 解 約 損 他             | 25     |        |
| そ の 他                   | 1      | 27     |
| 経 常 利 益                 |        | 4,209  |
| 特 別 利 益                 |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 286    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 18     | 304    |
| 特 別 損 失                 |        |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 13     |        |
| 退 職 給 付 制 度 改 定 損       | 27     | 40     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 4,473  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,290  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 97     | 1,387  |
| 当 期 純 利 益               |        | 3,086  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |               |        |              |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------|--------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |               |        |              |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |        | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |         |           |                |              | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |        |              |
| 当 期 首 残 高               | 470     | 316       | 3              | 319          | 89        | 17,860        | 7,503  | 25,453       |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |                |              |           |               | 291    | 291          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 470     | 316       | 3              | 319          | 89        | 17,860        | 7,795  | 25,745       |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |               |        |              |
| 別途積立金の積立                |         |           |                |              |           | 900           | △900   | －            |
| 剰余金の配当                  |         |           |                |              |           |               | △1,000 | △1,000       |
| 当期純利益                   |         |           |                |              |           |               | 3,086  | 3,086        |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |           |               |        |              |
| 自己株式の処分                 |         |           |                | 4            | 4         |               |        |              |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純額) |         |           |                |              |           |               |        |              |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | 4              | 4            | －         | 900           | 1,185  | 2,085        |
| 当 期 末 残 高               | 470     | 316       | 7              | 323          | 89        | 18,760        | 8,980  | 27,830       |

|                         | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等                | 純 資 産 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------------------|---------|
|                         | 自己株式    | 株 主 資 本 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |         |
| 当 期 首 残 高               | △374    | 25,868    | 745                     | 26,614  |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         | 291       |                         | 291     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | △374    | 26,160    | 745                     | 26,906  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                         |         |
| 別途積立金の積立                |         | －         |                         | －       |
| 剰余金の配当                  |         | △1,000    |                         | △1,000  |
| 当期純利益                   |         | 3,086     |                         | 3,086   |
| 自己株式の取得                 | △0      | △0        |                         | △0      |
| 自己株式の処分                 | 4       | 8         |                         | 8       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純額) |         |           | △95                     | △95     |
| 当期変動額合計                 | 4       | 2,093     | △95                     | 1,998   |
| 当 期 末 残 高               | △370    | 28,254    | 650                     | 28,905  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

商品及び材料貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 10～15年

機械装置 8～17年

工具器具・備品 2～20年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用の支出に備えるため、過去の補修費支出の実績割合等に基づき必要と見積られる額を計上しております。

#### ③ 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる工事について損失見積額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しており、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

#### (追加情報)

2022年4月1日より、当社は、確定給付年金制度の改定を行い、制度改定前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年2月16日）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。これにより、当事業年度において、退職給付制度改定損として27百万円計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「8. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社は、従来は工事請負契約等に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,018百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ222百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は291百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

工事請負契約等における収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事請負契約等の売上高 17,692百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|              |       |          |
|--------------|-------|----------|
| ① 担保に供している資産 | 差入保証金 | 300百万円   |
| ② 担保に係る債務    | 工事未払金 | 1,876百万円 |
|              | 買掛金   | 83百万円    |
|              | 未払費用  | 1百万円     |
|              | 合計    | 1,961百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 858百万円

##### (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

|          |        |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 30百万円  |
| ② 長期金銭債権 | 190百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 1百万円   |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

|            |        |
|------------|--------|
| 仕入高        | 150百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 0百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 300百万円 |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度の<br>期首の株式数 | 当事業年度の<br>増加株式数 | 当事業年度の<br>減少株式数 | 当事業年度の<br>期末の株式数 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 普通株式  | 191,604株         | 31株             | 2,236株          | 189,399株         |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 繰延税金資産          |         |
| 未払賞与            | 570百万円  |
| 未払社会保険料         | 67百万円   |
| 未払事業税           | 42百万円   |
| 退職給付引当金         | 26百万円   |
| その他             | 258百万円  |
| 繰延税金資産小計        | 965百万円  |
| 評価性引当額          | △53百万円  |
| 繰延税金資産合計        | 911百万円  |
| 繰延税金負債          |         |
| その他有価証券評価差額金    | △286百万円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △14百万円  |
| 繰延税金負債合計        | △300百万円 |
| 繰延税金資産の純額       | 610百万円  |

## 8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,609円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 385円40銭   |

## 10. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、収束時期等を正確に予測することが困難であり、今後、コロナ禍の影響を受けた業界を中心に受注環境の悪化が懸念されますが、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると判断しております。



独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本電技株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 柳井浩一

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 寺岡久仁子

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電技株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本電技株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 柳井浩一

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 寺岡久仁子

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電技株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

日本電技株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宇崎利彦 ㊞

監査等委員 山田洋一 ㊞

監査等委員 岸本史子 ㊞

(注) 監査等委員宇崎利彦、山田洋一及び岸本史子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区両国二丁目10番14号  
両国シティコア 5階 当社会議室



### ■交通のご案内

J R / 総武線両国駅下車 徒歩約3分

都営地下鉄 / 大江戸線両国駅下車 徒歩約10分

○お願い：当会場には専用駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。